

入学通知書は届きましたか

令和4年度入学予定の児童・生徒には、1月中旬に入学通知書を送っています。入学通知書が届いていない場合は、問い合わせてください。

●令和4年度入学式

- ◇小学校 4月12日(火)
- ◇中学校 4月8日(金)

●私立などの小・中学校に入学する人

入学を証明する書類（入学許可証など）と入学通知書を持って教育振興課へ届け出てください。

●問い合わせ先

教育振興課教育振興担当

☎(580)1907

夜間に人工透析で通院している人へ

福岡県腎臓疾患患者 福祉給付金（後期分）

●対象者 次の全てに当てはまる人

- ◇県内に居住
 - ◇身体障害者手帳を持っている
 - ◇就労などの理由で夜間（治療開始時間が午後5時以降）の人工透析治療回数が1カ月5回以上
 - ◇自宅から医療機関までの距離が片道10km以上、または通院のため公共交通機関の運賃を1カ月2000円以上負担
- ※タクシー使用の場合は領収書による証明が必要
- ※所得制限あり

●対象期間 令和3年10月～令和4年3月

●給付金 月額2000円

●必要なもの ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票謄本（世帯全員の分）⑤申請者と配偶者・扶養義務者の

令和2年分の所得を証明するもの（令和3年度市県民税課税証明書など）⑥通帳のコピー

※①～③は申請先で配布、③⑥は初めて申請する人のみ提出

●申請期限 3月31日(木)

●申請と問い合わせ先
福祉課障がい福祉担当
☎(580)1852

福祉タクシー利用券を交付します

●対象者 市内に居住する在宅の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ◇視覚、下肢・体幹、内部機能のいずれかの障がい身体障害者手帳の等級が1級・2級である
- ◇下肢・体幹、平衡機能のいずれかの障がいの等級が3級で、その他の障がい重複することにより、身体障害者手帳の等級が1級・2級である
- ◇視覚、下肢・体幹、内部機能、平衡機能のいずれかの障がい重複することにより、身体障害者手帳の等級が1級・2級である
- ◇療育手帳の判定がAである
- ◇精神障害者保健福祉手帳の等級が1級である

※次に当てはまる人は対象になりません。

- ◇施設に入所している
- ◇医療機関に入院している

●受付開始日 3月24日(木)

●交付枚数 年間48枚を限度（1枚あたり500円分の利用券）

※じん臓機能障がい1級の人は、年間60枚を限度

●必要なもの

◇身体障害者手帳◇療育手帳◇精神障害者保健福祉手帳◇印鑑

※代理人でも申請可

●申し込みと問い合わせ先

福祉課障がい福祉担当

☎(580)1852
FAX(573)8083



令和4年度の利用券